

住宅・建築物の耐震化(1)

1. 耐震改修事業における国の支援措置 (H21年度補正後)

■住宅 (マンションを含む)

- ・ 緊急輸送道路沿道 国と地方で **2 / 3**
- ・ 避難道路沿道 国と地方で **1 / 3**
- ・ その他 国と地方で **23%**

■建築物

- ・ 緊急輸送道路沿道 公共建築物: 国 **1 / 3** 民間建築物: 国と地方で **2 / 3**
- ・ 避難道路沿道 公共建築物: 国 **1 / 6** 民間建築物: 国と地方で **1 / 3**
- ・ 多数の者が利用する建築物(3階建、1,000㎡以上の百貨店等)
公共建築物: 国 **11.5%** 民間建築物: 国と地方で **23%**

■避難所等

- ・ 地域防災計画に位置づけられた建築物
公共建築物: 国 **1 / 3** 民間建築物: 国と地方で **2 / 3**

※本支援は地方公共団体の負担が前提。

※特に倒壊の危険性が高い住宅・建築物(Is値0.3未満、Iw値0.7未満相当)については、補助限度額(戸建住宅等32,600円/㎡、建築物・マンション47,300円/㎡)1.5倍。

※地域住宅交付金の基幹事業として実施可能。

※H21補正より、地域要件の撤廃、補助率の補助率の引き上げ等を実施。

また、地方公共団体の負担を伴わないモデル事業を創設。

住宅・建築物の耐震化(2)その他制度

税制

- ・適用に当たっては、一定の条件が課されるものもある

| | | |
|----|--------|--|
| 税制 | 住宅 | 【所得税】 耐震改修に要した費用と当該工事に係る標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額の 10%相当額(上限20万円)を控除 【固定資産税】 耐震改修工事(30万円以上)を行った住宅の120㎡相当部分につき、 一定期間固定資産税を1/2に減額 |
| | 事業用建築物 | 【所得税及び法人税】 耐震改修工事に伴って取得等をする特定建築物の部分について 10%の特別償却 が可能 |

地震保険制度

- ・適用に当たっては、一定の条件が課されるものもある

- ・火災保険ではカバーされない地震を原因とする火災等による被害を補償
- ・巨大地震発生に備えて政府が再保険
- ・対象建築物の耐震性により保険料の割引有り
- ・保険料は所得税、住民税控除の対象

学校施設の耐震化(1)

地震防災対策特別措置法改正(H.20.6)

1. 学校設置者である市町村の財政負担軽減のための国の支援措置

<国の補助の特例>

地震防災緊急事業5箇年計画に基づいて実施される事業のうち、地震の際に倒壊等の危険性の高い公立小中学校等の建物(Is値0.3未満)について、

- ①地震補強事業については補助率を1/2から2/3へ嵩上げ
- ②コンクリート強度等の問題により、やむを得ず行う改築事業については補助率を1/3から1/2へ嵩上げ

※対象となる学校種…幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部

2. 市町村の取組促進策

公立小中学校等の建物については、市町村に対し耐震診断の実施と、耐震診断の結果(各建物ごとのIs値等の耐震性能)の公表を義務づけ(※対象となる学校種は1と同様)

その他の支援策

1. 財産処分手続きの大幅な弾力化(平成20年6月)

耐震補強後に廃校となっても、国庫補助金返還不要

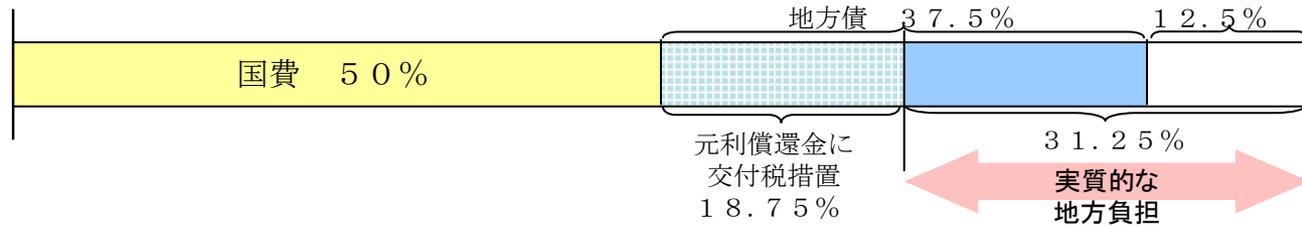
2. 技術者不足対策

建築士事務所の確保、契約・発注における工夫
判定委員会の審査待ちを大幅短縮

学校施設の耐震化(2)

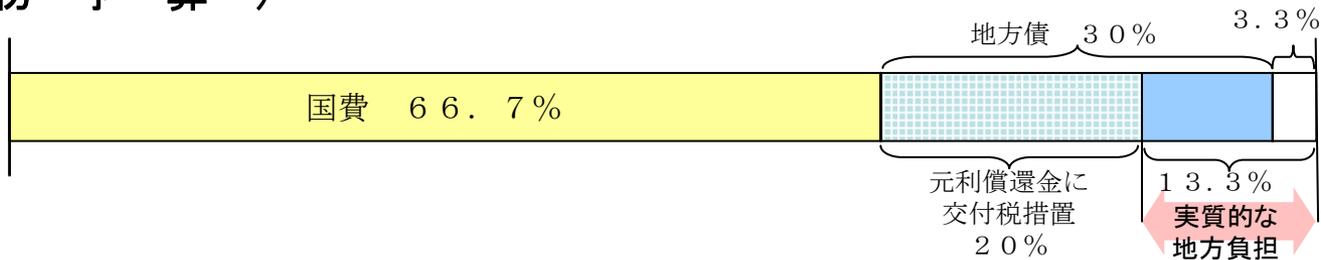
○補強事業の財源内訳(Is値0.3未満のもの)

地震防災対策特別措置法改正前

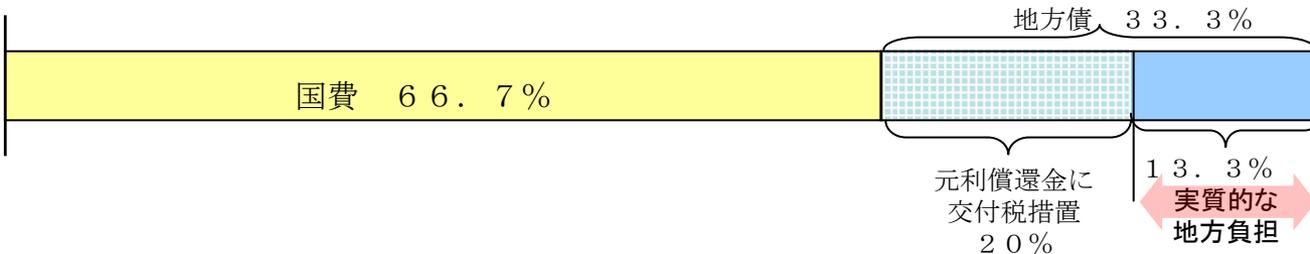


地震防災対策特別措置法改正後

(当初予算)



(補正予算)



(注) 補正予算の場合、地方債の充当率は100%となる。

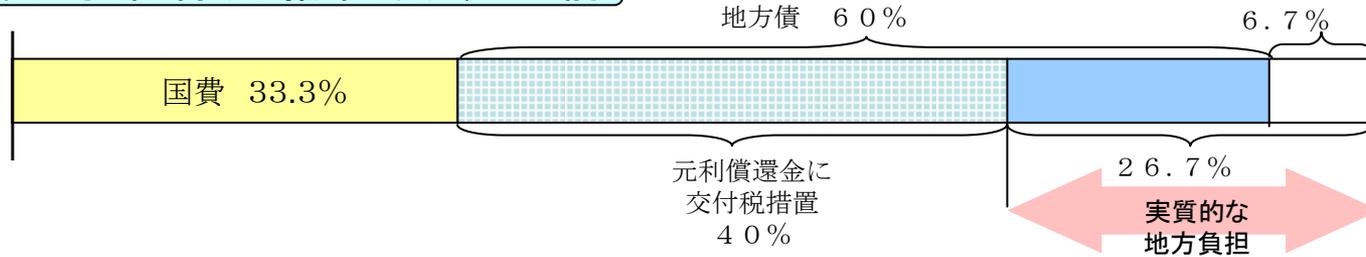
(注) 「実質的な地方負担」分のうち、地方債充当分から交付税措置分を差し引いた部分については、単位費用により措置される

※なお、平成21年度補正予算における、「地域活性化・公共投資臨時交付金」の活用により、地方負担分についての大幅な負担軽減が図られる予定。

学校施設の耐震化(3)

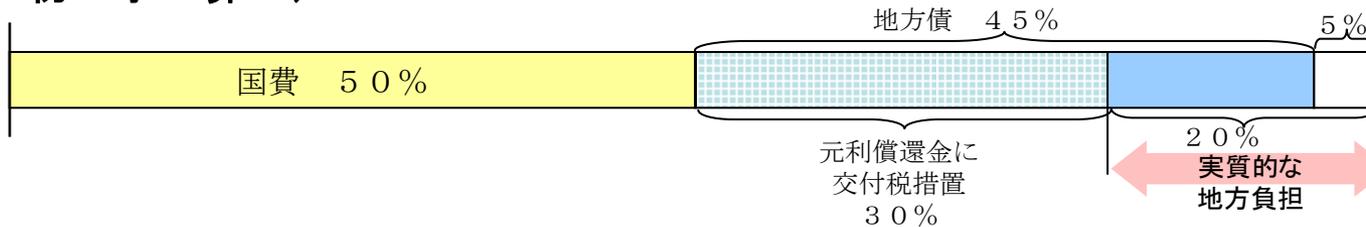
○改築事業の財源内訳(Is値0.3未満であって、やむを得ない理由により補強が困難なもの)

地震防災対策特別措置法改正前

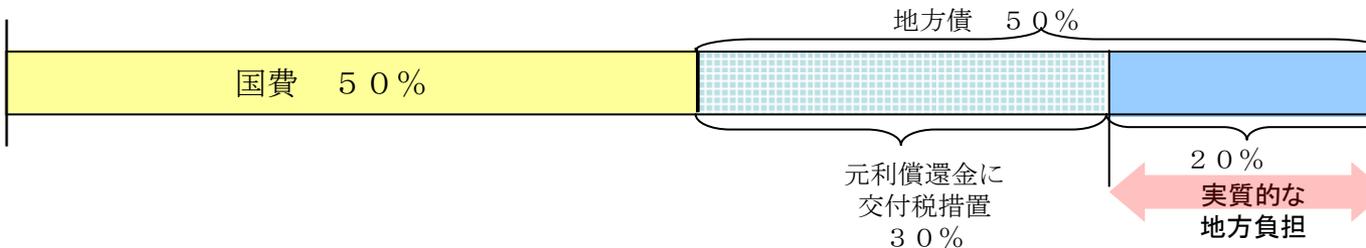


地震防災対策特別措置法改正後

(当初予算)



(補正予算)



(注) 補正予算の場合、地方債の充当率は100%となる。

(注) 「実質的な地方負担」分のうち、地方債充当分から交付税措置分を差し引いた部分については、単位費用により措置される。

※なお、平成21年度補正予算における、「地域活性化・公共投資臨時交付金」の活用により、地方負担分についての大幅な負担軽減が図られる予定。

病院施設の耐震化

1. 民間病院

○耐震化に係る補助率の嵩上げ

【平成20年度補正】

・災害拠点病院 1/3 → 1/2

【平成21年度予算】

・災害拠点病院 1/3 → 1/2

・「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づいて耐震化を行う医療機関

1/3 → 1/2

・二次救急医療機関等

1/3 → 1/2

2. 公立病院

○耐震化に係る地方財政措置の拡充

【平成21年度】

・地方債(病院事業債)充当率100%

・元利償還金の交付税措置(耐震補強)

災害拠点病院 60% → 65%

災害拠点病院以外※

30% → 65%

※「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づいて耐震化を行う医療機関等以外については、30%

3. 平成21年度補正予算

○災害拠点病院等の耐震化を促進するため、耐震化に係る経費の一部助成等

【対象事業】災害拠点病院、救命救急センター、二次救急医療機関が行う耐震化のための新築、増改築、耐震補強工事（民間、公立病院）

【補助率】国:1/2

※対象となる施設は未耐震の施設に限る